

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月28日(木) 14時00分～15時20分

2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	—————	7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司
	18番	檜原 生夫			

欠席委員 1人

6番 安井 常人

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

江良 宗人	中司 邦弘	笠井 博志	浅野 訓	檀上 健	—————
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

報告第5号 農地改良届出による通知について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 宮崎 伸昭 胡本 尚子 中島幸恵 小田 充彦

7. 農林水産課職員

職員 高橋 知佐子 久保崎 創

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は13番・岡本幸平委員、14番・原 弘子委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>議事に入ります前に、前回の総会で審議しました「農業振興地域整備計画変更の意見」について、農林水産課から、補足の報告があるとのことですので、説明をお願いします。</p>
農林水産課職員	<p>（農林水産課 補足報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備の換地図面について</li> <li>・農振除外案件におけるてん末書について</li> </ul> <p>（質疑応答 省略）</p>
議 長	農林水産課の方、ご苦労様でした。
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第1号、1番から12番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号1番、権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、百島町の1筆、現況地目は畑、面積は277㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は2,392㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、12月25日、高橋委員と事務局職員で現地写真での確認を行いました。</p> <p>申請番号2番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、高須町字竹ノ端の1筆、現況地目は田、面積は271㎡です。</p> <p>譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は1,015㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>申請番号3番、権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、高須町字岡ノ後山の1筆、現況地目は畑、面積は34㎡です。</p> <p>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は1,063.01㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>申請番号2番及び3番の申請については、1月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号4番、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、御調町大田字道満の1筆、現況地目は田、面積は91㎡です。</p> <p>譲渡理由は相手方の要望による、譲り受け理由は利便性を高めるためです。（進入路）</p> <p>譲受人の経営面積は4,614.27㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。</p>

申請番号5番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、御調町大田字半田の2筆、現況地目は田、面積は合計541㎡です。  
譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。  
譲受人の経営面積は4,065㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。  
申請番号4番及び5番の申請については、1月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、御調町本の2筆、現況地目は田、面積は合計284㎡です。  
譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人は府中市に農地を所有しており、経営面積は5,591㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。

申請番号7番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、御調町貝ヶ原の6筆、現況地目は畑、面積は合計949㎡です。  
譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。  
譲受人は新規就農者のため経営面積はありません。また、今回の譲受面積は合計949㎡であり、御調町の下限面積2,000㎡を充たしませんが、当該農地は、令和2年8月及び11月総会において、尾道市空き家バンクに付随する農地として指定を受けており、下限面積は1アール(100㎡)で設定された農地ですので、下限面積を充たしています。  
また、外国人の農地取得になりますが、当該外国人は日本人の配偶者としての残留資格を有していることを確認しています。この場合は、国内での就労に制限がないため、農地の取得については問題ありません。  
また、許可後は、当該農地と一緒に空き家を取得し、御調町に転入する予定であると聞いております。営農計画書には、野菜を作付けする予定となっております。  
申請番号6番及び7番の申請については、1月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号8番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、向東町の2筆、現況地目は畑、面積は合計412.4㎡です。  
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。  
譲受人の経営面積は1,089㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

申請番号9番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は、向島町の7筆、現況地目は畑、面積は合計6,234㎡です。  
譲渡理由は高齢で耕作困難なため、後継者に贈与、譲受理由は農業後継者としてです。  
譲受人の経営面積は7,085㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。  
申請番号8番及び9番の申請については、1月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号10番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は、向島町岩子島の2筆、現況地目は畑、面積は合計262㎡です。  
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人は庄原市に農地を所有しており、経営面積は4,427㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。  
この申請については、1月6日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号11番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町荻の3筆、現況地目は畑、面積は合計1,446㎡です。  
譲渡理由は労力不足による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。  
譲受人の経営面積は20,930.39㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。  
この申請については、1月8日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号12番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町高根の3筆、現況地目は畑、面積は合計6,252㎡です。  
譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。  
譲受人の経営面積は11,399㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。  
この申請については、1月8日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号1番から12番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

議長

どうぞ。

11番委員

補足説明です。申請番号8番の買受人ですが、84歳と高齢ではありますが、管理を良くし、やる気もある方ということで了解しました。

議長

補足説明がありましたが、他にございませんか。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番から12番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案2号、1番から2番を議案書をもとに説明)

申請番号1番、所在は、御調町中原の1筆、現況地目は宅地、農振農用地区域外、68㎡の転用事案です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます)

転用目的は、宅地拡張で、駐車場及び物干し場です。

申請人は申請地の隣接に居住しており、自己所有農地を転用して、駐車場や物干し場として使用するというものです。

なお、本件は平成17年頃に転用済であり、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号2番、所在は、御調町貝ヶ原の1筆の一部、現況地目は畑、農振農用地区域外、400㎡のうち9,36㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

申請人は、現墓地が山中にあり参拝が困難であるとのことで、居住地に近い自己所有農地の一部を転用して、墓石を設置したいというものです。

墓地埋葬法に基づく、墓地経営許可見込みです。

申請番号1番及び2番の申請については、1月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、転用について問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番から2番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第3号、1番から14番までを議案書をもとに説明)

申請番号1番、申請内容は、賃貸借により権利の設定です。

所在は、木ノ庄町畑の2筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計944㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます)

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚、発電量49.5Kwが計画されています。

借受人は、福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、1月5日、上埜委員、笹井推進委員と事務局職員で、申請代理人立会のもと、現地調査を行いました。

申請地の下流域には隣接する農地があり、また、下流域周辺には住宅もあることから、隣接農地所有者から太陽光事業に対する同意を得ること、下流域周辺の住人に対しては、排水処理など事業説明を十分に行うよう指導いたしました。

後日、申請代理人より、隣接する農地所有者からの同意書が提出されたこと、また、周辺住人に対しては十分な事業説明を行ったとの報告があったことから、転用については問題ないものと考えます。

申請番号2番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、原田町梶山田の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、542㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、平成15年に県道尾道新市線の道路整備と併せて行った圃場整備区域内に位置することから、農地区分は、第1種農地と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場11区画が計画されています。

譲受人は、申請地の隣地において、廃棄物の収集及び運搬業務を営む法人です。駐車場が不足していることから、申請地を買い受けて、従業員用の駐車場として利用したいというものです。

申請地は、圃場整備当初から、農地以外の利用目的として設定される、「非農地用区域」に設定されており、本件は、農地法施行規則第37条第5号による「土地改良法第7条第4項に規定する非農地用区域に定められた区域内にある土地を当該非農地用区域に係る土地改良事業に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、1月7日、金藤委員、浅野推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

本件は、第1種農地にかかる転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号3番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、高須町の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、263㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積67.68㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、現在借家住まいですが、申請地を買い受けて、住宅を新築したいというものです。

都市計画法による建築許可見込みです。

申請番号4番及び5番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、西藤町の2筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計2,151㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、尾道福山自動車道の西藤インターから300m以内に位置することから、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅10棟、建築面積655.40㎡、駐車場20区画、進入路、合併処理浄化槽が計画されています。

譲受人は、高須町に本店を置く建築業を営む法人であり、申請地を買い受けて、建売住宅を建築したいというものです。都市計画法に基づく、開発許可見込みです。

申請番号6番、申請内容は、賃貸借による権利の設定です。

所在は、西藤町の2筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計519㎡の一時転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

一時転用の目的は、運動場用地で、保育所の仮園庭が計画されています。

現在、西藤保育所は背後に急傾斜地があり災害の危険性を回避するために、従来の園庭に仮園舎を建設中であり、代替の園庭が必要であることから、尾道市が申請地を借り受けて、一時的に仮の園庭として使用したいというものです。

一時転用の期間は、許可後から令和7年3月31日までであり、農地に復元予定です。

申請番号7番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、西藤町の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、314㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積68.73㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

申請番号3番～7番の申請については、1月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については、問題ないものと確認しております。

申請番号8番及び9番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大田の4筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計1,312㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、進入路及び建売分譲用地で、住宅4棟、建築面積212㎡、駐車場、進入路が計画されています。

譲受人は、宅地建物取引業免許を取得している個人事業主であり、申請地を買い受けて、建売住宅を建築したいというものです。

この申請については、1月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号10番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、御調町中原の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、256㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積67㎡、駐車場3区画が計画されています。

借受人は、現在借家住まいですが、この度、父名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

申請番号11番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町三郎丸の2筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計831㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル348枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号12番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町三郎丸の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計872㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル360枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法事です。申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号10番～12番の申請については、1月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、また、太陽光設備の転用事案については申請代理人立会のもと、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号13番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島重井町の1筆、現況地目は畑、農振地域外、297㎡の転用計画です。

申請地は、線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積63.55㎡、駐車場6区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は現在借家住まいですが、隣接宅地とともに申請地を買い受けて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、1月7日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号14番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、309㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、昭和45年に瀬戸田町農協主体で、土地改良事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種農地と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、駐車場3区画、物干し場、庭敷が計画されています。

譲受人は、隣接する宅地に住居していますが、駐車場等が不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場や物干し場として使用したいというもので、他に適当な土地がなく、本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において住居する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、1月8日、高本委員、江田推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

本件は、第1種農地にかかる転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上、全ての申請のうち、太陽光発電設備の転用申請につきましては、すべて、再生可能エネルギー発電事業計画認定済みであることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番から14番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号2番と14番につきましては、農業委員会ネットワーク機構（広島県農業会議）への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第4号、1番から3番の議案書をもとに説明)

申請番号1番は、高須町の1筆、現況地目は原野、面積は、47㎡です。  
申請地は昭和49年頃、道路拡張のため分筆した残地にあたります。  
利用状況は、道路から段差があり耕作に不便なため、原野化している状況です。  
農振地域外、第3種農地、市街化区域です。  
この申請については、1月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野と判定されました。

申請番号2番は、因島田熊町の1筆、現況地目は宅地、面積は、26㎡です。  
申請地は、住宅の隣接地にあたり、昭和48年頃より住宅敷地として利用されているものです。  
農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。  
この申請については、1月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

申請番号3番は、因島重井町の1筆、現況地目は宅地、面積は、241㎡です。  
利用状況は、明治39年の建築当時から、隣接宅地2484番とに、またがり住宅が建築されており、現在も住宅敷地として利用されているものです。  
農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。  
この申請については、1月7日、村上智彦委員、村上さよ子推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番から3番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議 長

次に、議案第5号、「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係についてご説明いたします。

申請番号1番、土地の所在は、御調町津蟹字隠迫、地目は、現況登記ともに田、面積は842㎡、他1筆で、合計面積は4,183㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は水稲です。

契約期間は令和3年2月2日から令和12年12月31日です。

申請番号2番、土地の所在は、御調町津蟹字隠迫、地目は、現況登記ともに田、面積は1,622㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は水稲です。

契約期間は令和3年2月2日から令和12年12月31日です。

申請番号3番、土地の所在は、御調町津蟹字才之木、地目は、現況登記ともに田、面積は1,540平方メートル、他3筆で、合計面積は8,807㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は水稲です。

契約期間は令和3年2月2日から令和12年12月31日です。

申請番号4番、土地の所在は、因島重井町字平谷、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,789㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は果樹です。

契約期間は令和3年2月2日から令和18年12月31日です。

申請番号5番、土地の所在は、因島重井町字大早、地目は、現況登記ともに畑、面積は2,456㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は果樹です。

契約期間は令和3年2月2日から令和18年12月31日です。

借受人は、農地中間管理機構である「一般社団法人 広島県森林整備・農業振興財団」です。

なお、これらの農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項(2)で審議させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

<p>議長</p>	<p>以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号1番から5番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は原案のとおり決定することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>農林水産課職員</p>	<p>次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について、貴会の意見を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用配分計画の資料をご覧ください。</p> <p>(議案書資料をもとに説明)</p> <p>今回は2件9筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。</p> <p>申請の1件目、御調町津蟹の7筆、合計14,612㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稻の生産用地として使用されます。</p> <p>権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。</p> <p>次に申請の2件目、因島重井町の2筆、合計4,245㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は、法人の果樹の生産用地として使用されます。</p> <p>権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和18年12月31日までです。</p> <p>なお、〇〇〇〇株式会社は株式会社〇〇〇〇と合併し、農産物の生産等の業務について引き継いでいることを履歴事項全部証明書及び定款で確認しております。</p> <p>この2件について、本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>議長</p> <p>ただいま、農林水産課より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>農地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号から第5号までを一括して審査を行います。</p>

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議 長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等がある地区は挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議 長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議 長

ただいまの事務局の説明について、農業委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議 長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

本日はご苦勞様でした。